

千郷地域自治区 地域活動交付金審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新城市地域活動交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項に基づき、千郷地域自治区の地域活動交付金の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は公開で行い、交付申請団体は、次の内容について質疑に応じるものとする。ただし、地域協議会が選定した団体のみ説明を行うものとする。

- (1) 団体の概要
- (2) 事業の目的
- (3) 活動計画.
- (4) 必要経費の説明

(審査の基準)

第3条 審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

I 公益性

- (1) 地域にとって必要性が高い事業か。
- (2) 多くの住民に恩恵を提供するものか。
- (3) 地域計画におけるまちづくりの目標と整合性がとれている事業であるか。

II 実現性

- (4) 計画内容、実施体制が十分に検討されているか。
- (5) 収支計画が十分に検討されているか。
- (6) 関係機関等の許可、承諾などの協議・調整がされているか。

III 主体性

- (7) 住民自らが考え、自ら活動に参加する事業か。

IV 継続性・将来性

- (8) 他の団体や分野へ波及し、意識啓発をもたらすと期待できる事業か。
- (9) 長期的に事業を継続、発展させるための工夫があるか。
- (10) 達成目標や達成期限を明確にしているか。

2 審査は、前項各号に掲げる評価項目をもとに各委員が別紙採点票により、次の4段階で評価を行う。

大変良い	5点
良い	4点
普通	3点
多少問題あり	2点

(交付の決定)

第4条 交付事業の決定は、前条第2項に掲げる採点票の合計得点を各委員の人数で割った得点を、審査結果とし予算の範囲内で平均得点の高い団体から採択する。また、予算残額が当該交付決定額に満たなくなった場合は予算残額を交付決定額の上限とする。ただし、平均得点が30未満の場合は不採択とする。

(事務の所管)

第5条 この交付審査に関する事務は千郷自治振興事務所が行うものとする。

(その他)

第6条 審査にあたり疑義が生じた場合及び本基準に定めのない事項については、地域協議協議会で協議する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

千郷地域自治区地域活動交付金事業 採点票

団体名 _____

(団体名簿に記載 or 居住する行政区) に該当するため審査しません。氏名 _____

※団体名簿に記載されていない方で活動地域が複数にまたがる場合は審査できます。

<p>評価基準</p> <p>1. 評価については、4段階評価（5・4・3・2）の点数制とする。</p> <p>2. 全審査委員の評価点数の平均した点数を地域協議会の点数とし、この点数を参考として事業の評価を行う。</p>
--

評価項目	交付事業評価指標	評価
公益性	(1) 地域にとって必要性が高い事業か。	
	(2) 多くの住民に恩恵を提供するものか。	
	(3) 地域計画におけるまちづくりの目標と整合性がとれている事業であるか。	
実現性	(4) 計画内容、実施体制が十分に検討されているか。	
	(5) 収支計画が十分に検討されているか。	
	(6) 関係機関等の許可、承諾などの協議・調整がされているか。	
主体性	(7) 住民自らが考え、自ら活動に参加する事業か。	
継続性 将来性	(8) 他の団体や分野へ波及し、意識啓発をもたらすと期待できる事業か。	
	(9) 長期的に事業を継続、発展させるための工夫があるか	
	(10) 達成目標や達成期限を明確にしているか。	
(意見) 評定点3点未満の場合は理由を明記してください		

評価基準

5	大変良い	交付事業として他の活動の目標、モデルとなる。
4	良い	交付事業として適当である。
3	普通	交付事業として、問題ない。
2	多少問題あり	交付事業としては疑問である。